

令和2年度 新人訪問看護師教育研修実施要項

1. 目的

新卒看護職員、潜在看護職員、医療関係等より転職した看護職職員で訪問看護の未経験看護職者に対して、訪問看護に必要な専門的知識・技術を習得するための研修を実施する。

2. 実施主体

公益社団法人山梨県看護協会

3. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

4. 研修施設への研修指導料

- 1) 研修生 1名につき 1日 2,000円 (各研修に人数、日数の限度あり)
- 2) 山梨県看護協会は研修施設と新人訪問看護師教育研修委託契約(第3号様式)を締結し、研修指導料の支払いは、山梨県看護協会が行う。

5. 対象者

採用後2年目までの新人訪問看護師

6. 研修先・研修内容

「新卒訪問看護師育成プログラム～山梨県版～」(山梨県看護協会作成)「OJTガイドブック」(公益財団法人 日本訪問看護財団)に準じ、研修生個々の経験、専門性等を踏まえた内容とし、研修内容は選択できることとする。

1) 病院研修

- (1) 在宅での医療と入院での医療の違いを学び、入院から退院までの病棟・外来看護師のかかわり方、在宅療養者の健康状態の正常、異常の判断ができるような看護を学ぶ。
- (2) 基本的看護技術の見直しと最新の医療機器について学ぶ。
- (3) 医療的ニーズの高い利用者の医療や看護の実際を学ぶと共に、在宅での医療の特性や課題等を把握することができる。

2) 介護保険・福祉施設等研修

- (1) 地域包括ケアシステムにおける介護保険・福祉施設等の特徴、看護職の役割を理解し、健康管理や多職種との連携、訪問看護利用者への情報提供等の実際を学ぶ。

3) 訪問看護ステーション

- (1) 経験が少ない事例への訪問看護を実際に経験する。(同行訪問)
- (2) 認定看護師が所属する訪問看護ステーションにおいて、訪問看護技術、看護ケアの専門性を学ぶ。

4) その他必要に応じた研修

7. 研修の申請

研修を受けようとするときは、新人訪問看護師教育研修申請書(第1号様式)に
関係書類を添えて看護協会長に提出する。

なお、研修施設については、山梨県訪問看護支援センターと事前協議することとする。

8. 研修の決定

山梨県看護協会長は、申請があったときは、審査し、適当と認めるときは、新人訪問看護師教育研修決定通知書(第2号様式)を訪問看護ステーションに、通知する。

9. 研修施設との委託契約

山梨県看護協会長は、研修計画及び研修施設との整合性等を精査し、適当と認めるときは、研修の委託を決定し、新人訪問看護師教育研修委託契約(第3号様式)をもって当該研修施設と、委託契約を締結する。

また、研修生は、山梨県看護協会長と研修期間中は研修に専念する等、誓約書(第4号様式)を取り交わすこととする。

10. 研修会の実施

1) 研修計画に従い研修を実施する。

研修の日程には中間振り返りカンファレンス又は最終カンファレンスを実施し、
実習施設の担当者及び学習支援者の参画を求めることとする。

2) 研修生の研修記録は、新人訪問看護師研修ふりかえり記録用紙(第5号様式)に
記録し、実習施設及び山梨県看護協会長に提出するものとする。

なお、研修終了後2週間以内に提出することとする。

3) 研修生は、研修計画等に変更がある場合は、実施10日前までに山梨県訪問看護
支援センターに連絡をする。

4) 研修生は、やむを得ず欠席をした場合は、補習等について山梨県訪問看護支援セ
ンターと協議する。

5) 研修施設は、研修終了後は新人訪問看護師教育研修実施報告書(第6号様式)を
山梨県看護協会長に提出するものとする。

第1号様式

令和 年度 新人訪問看護師教育研修申請書

年 月 日

公益社団法人 山梨県看護協会
会 長 様

訪問看護ステーション名

代表者氏名 印

次により関係書類を添えて研修受講を申請します。 ※該当する□に☑を入れる。

ふりがな		区 分
受 講 者 氏 名		<input type="checkbox"/> 新卒 <input type="checkbox"/> 潜在 <input type="checkbox"/> 転職
生 年 月 日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日 (歳)
職 種	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師	
学 歴		
職 歴		
ふりがな		
研 修 責 任 者 氏 名		
研 修 責 任 者 看護経験歴 現職場在職期間		
希 望 研 修 名 研 修 期 間		

(注) 添付書類 1. 研修計画書

第2号様式

山看協第 号
年 月 日

様

公益社団法人 山梨県看護協会
会 長

令和 年度 新人訪問看護師教育研修受講決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新人訪問看護師教育研修について、受講決定したことを通知します。

第3号様式

令和 年度 新人訪問看護師教育研修委託契約書

公益社団法人山梨県看護協会（以下「甲」という）と
（以下「乙」という）とは、「令和 年度 新人訪問看護師教育研修」について委託
契約を以下のとおり締結する。

（委託）

第1条 甲は、「訪問看護支援拠点事業実施要綱」に基づき「令和 年度新人訪問看護
師教育研修」の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（研修内容等）

第2条 研修名、研修日、研修生の氏名、等は次のとおりとする。

（1）研修名

令和 年度 新人訪問看護師教育研修における

（2）研修日、「研修生の所属及び氏名」

①研修日： 年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 日間

②所 属・氏 名

（研修指導料）

第3条 前条の規定により実施する研修に対して、甲が乙に支払う研修指導料は、金
円（1人 1日 2,000円× 日間× 人）とする。

（諸規定の順守）

第4条 研修実施中は、研修生は誠実に研修を受け、乙が定める諸規定を順守し、研修
指導者の指示に従うものとする。

（疾病、傷病等）

第5条 研修生の研修期間中における疾病及び傷害について、乙側の故意または重大な
過失による場合を除き、全て甲側の責任において対処するものとする。

（賠償責任）

第6条 研修生が実習にあたり故意または過失により、乙の施設またはその関係者（利
用者等を含む）に事故その他の傷害を与えた場合は、研修生はそれによって生じた損
害の賠償をする。

(契約の解除)

第7条 甲が契約条項に反し、または虚偽の申告等信頼に違反する行為があった場合は契約期間中といえども乙は直ちに契約を解除することができる。

(研修実施報告)

第8条 乙は、第2条の研修が終了したときは、速やかに研修実施報告書を作成し、甲に提出し、確認を受けなければならない。

(研修指導料の支払い)

第9条 乙は、甲に提出した研修実施報告書を甲の確認を受けた後に、請求書により第3条の研修指導料を請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(個人情報等の保護)

第10条 甲は、研修の実施にあたり、知り得た乙の所有する個人情報その他の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約の終了後も同様とする。

(協 議)

第11条 この契約に定め無き事項もしくは解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、問題の解決に努めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 山梨県甲府市東光寺2丁目25-1
公益社団法人山梨県看護協会
会 長

⑩

乙

⑩

第4号様式

誓 約 書

公益社団法人山梨県看護協会
会 長 様

私は、令和 年度 新人訪問看護師教育研修にあたり、研修に専念するとともに、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 研修担当者の指導・監督に従います。
2. 研修期間中に知り得た秘密については、研修終了後も一切他言いたしません。
3. 故意、または過失により損害を及ぼしたときには、直ちに弁償いたします。
4. 研修期間中の事故に備えて、看護職賠償責任保険に加入いたします。

年 月 日

自宅住所

氏 名

印

第5号様式

令和 年度 新人訪問看護師教育研修 振り返り記録用紙

年 月 日 曜日 ～ 月 日 曜日	
施設名	記載者氏名
目 標 ※研修の目標が達成できるような、自己の目標を立てること	
実施内容	
考えたこと・学んだことまた、カンファレンスを通して確認できた事柄の意味づけ	
自己の学習課題	
指導者のコメント	

* 記録は、2枚以内として、研修終了後2週間以内に、山梨県訪問看護支援センターにメールで提出する。

研修施設名

《日 時》 年 月 日 曜日 ～ 月 日 曜日	
《研修生氏名・所属》	
《研修実施内容》	
《ふり返しカンファレンスにおいて気づいたこと》	
《評価と今後の課題》	
《記載年月日》 年 月 日	《記載者氏名》